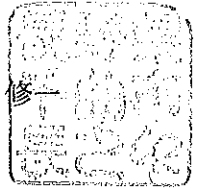


千曲市告示第 133 号

長野県知事より、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があったため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 5 日

千曲市長 小川 修一



- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市（次の図に示す部分に限る）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

障がい者支援課

長野県告示第496号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和7年11月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年12月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年11月27日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 丸子信州新線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡麻績村麻4207番の5地先から 東筑摩郡麻績村麻8277番の1地先まで	旧	m 6.5～10.5	km 0.2103
同 上	新	10.5～13.7	0.2103

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市大字今井2330番の8地先から 松本市大字今井2330番の5地先まで	旧	m 4.0～15.3	km 0.0430
同 上	新	4.0～25.2	0.0430

$$\frac{V_0 - V_s \times \frac{7}{10}}{V_0}$$

V_0 は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植栽

ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり次に掲げる植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

千曲市（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

スギ（2,100本）、ヒノキ（3,000本）、サワラ（3,000本）、アカマツ（3,000本）、カラマツ（3,000本）、クヌギ（3,000本）、ブナ（3,000本）、ナラ類（3,000本）、その他当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の針葉樹（3,000本）又はその他当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

イ アに掲げる森林において択伐による伐採をした場合にあっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、アに掲げる樹種の満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたりアに掲げる植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

（「次の図」は、保安林指定施業要件変更調査地図のとおり。）